

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う本市の
個人情報保護制度の見直しについて

中間答申（案）

令和4年8月 日

武蔵村山市個人情報保護審議会

中間答申に当たって

当審議会は、令和4年5月12日付けで武蔵村山市長から諮問を受けた「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」を令和4年5月12日から同年8月5日までの間、審議を行いました。

武蔵村山市における個人情報保護制度は、平成2年に施行された武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第30号。以下「条例」という。）について、社会保障、税番号制度の開始等、社会の情勢変化に応じた改正を行うことで、現在まで適切な運用が図られてきました。

今般、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、個人情報保護制度の根拠は条例から個人情報保護法に移行することとなります。今回の諮問は、武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称。以下「法施行条例」という。）を制定するに当たり、適切な制度設計を図る目的でなされたものです。

当審議会は、その設置の趣旨及び個人情報保護法の趣旨を踏まえ、市民から信頼される制度づくりに資するべく諮問事項について検討及び審議を行いましたので、その結果について別紙のとおり中間答申を行います。

今後、市は、この中間答申を踏まえて法施行条例の骨子（案）を作成し、パブリックコメントの結果と併せて当審議会に報告してください。当審議会は、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、最終答申を行います。

令和4年8月 日

武蔵村山市個人情報保護審議会
会長 佐々木 哲

1 条例要配慮個人情報を条例で定める必要性について（法第60条第5項関係）

【趣旨】

改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）において、民間事業者に適用される規律として、思想、信条などの要配慮個人情報（センシティブ情報）について、本人同意のない収集の禁止や本人の事前同意を必要としない第三者提供の例外（いわゆるオプトアウト）からの除外といった制限が定められている。

現行の本市の個人情報保護条例においても、センシティブ情報の保有を原則として禁止している（第5条第2項）が、改正法では、行政機関等について、センシティブ情報の収集について特別の収集制限規定を設けていない。

この点について国の考え方は、「要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており（法第61条第1項）、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、要配慮個人情報の取得制限規定による場合と実質的に同様となっており、法律の規律と重複する規定（要配慮個人情報の取得制限を条例で規定すること）は許容されません。」としている。

市においては、改正法で規定する要配慮個人情報のほか、例えばDV、虐待、LGBTなどに関する相談記録や懲戒処分の履歴等も保有しており、これらの情報を「条例要配慮個人情報」として条例で規定することも想定される。

しかし、改正法に基づく規律（個人情報ファイル簿に要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報を保有しているかどうかの記載をしなければならないこと）以外に、市による取得や目的外利用・外部提供を制限するような固有のルールを付加することは許容されない中、条例化の実利をどのように考えるか。

【意見】

市においては、取扱いに配慮すべき個人情報であって、要配慮個人情報の範囲に含まれない情報（LGBTに関する情報等）を保有しており、これらの情報の適切な管理についての懸念がある。しかし、国は、法の規定のみで、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を含む個人情報の適正な利用は確保されているとして条例要配慮個人情報に係る地方公共団体独自の規制を禁止しており、また、個別案件の処理について審議会の意見を聴いたり、審議会への報告を要件化したりすることは事後的なものであっても認められない旨の考えを示している。よって、条例要配慮個人情報を定めたとしても、条例要配慮個人情報について特別の取扱いをすることはできず、当審議会がその取扱いを監視することも不可能である。

以上のことから、現時点では、条例要配慮個人情報に当たる記述等を条例で定める必要性は乏しいと考える。ただし、市に対しては、よりの確な個人情報保護制度の実現のため、今後、必要に応じ全国市長会等を通して、国に条例要配慮個人情報に関する規制を全国統一的

に法で定めるよう働きかけを行っていくとともに、当審議会にも必要な情報提供を行うよう求める。

2 法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表を条例で定める必要性について（法第75条第5項関係）

【趣旨】

改正法による個人情報ファイル簿の作成・公表の義務付け（個人情報ファイルに含まれる本人の数が1,000人以上の場合）の趣旨は、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするためである。

本市においては、個人情報を取り扱う業務ごとに、個人情報を取り扱う業務の名称、個人情報の利用目的、個人情報の記録項目等を記載した届出書の提出を業務開始時、廃止時又は個人情報の利用時に義務付け、提出された届出書（単票）を「個人情報目録」の形で一覧表形式にまとめて公表するほか、市役所1階の市政情報コーナーに配架している。

改正法においては、個人情報ファイルに関する事項を集約した個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けているが、本市における改正法対応としては、従来の業務単位の登録から個人情報ファイル単位の登録に見直すとともに、改正法により記載が求められている事項であって既存の本市個人情報目録には存在しない事項を追加で記載する必要がある。

その上で、改正法第75条第5項では、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」とするが、どのような個人情報の集合体を市が保有しているのかを明らかにし、本人による自己情報へのアクセス（開示等請求）を容易にするという立法趣旨に照らすと、その役割としては法定の個人情報ファイル簿で充足すると考えられ、法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記録した帳簿の作成・公表を条例で定める必要はないとしたいが、どう考えるか。

【意見】

事務を単位として個人情報を管理しようとする現行の保有個人情報目録と個人情報ファイルを単位として管理しようとする個人情報ファイル簿とは性質を異にするものであるが、その目的は同じであるから、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成しないこととしても、市民等が、自分の個人情報が実施機関においてどのように取り扱われているかを検索しようとした際の利便性等に大きな影響は生じない。むしろ共存させた場合には、市民等に不要な混乱を与えるおそれがある。

また、対象者が少ないもの（個人情報ファイルに含まれる本人の数が1,000人未満のもの）も含めて個人情報ファイル簿を全件作成した場合には、それによって必要な情報が埋もれ、検索性が低下するおそれがあるとともに、対象者が少ないことで、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能になってしまう等の問題が生じるおそれも

ある。

以上のことから、法で義務付けられた範囲の個人情報ファイル簿を作成することとし、保有個人情報目録については廃止するのが適当である。

3 改正法が規定する開示決定等の期限の特例を条例で定める必要性について（法第108条関係）

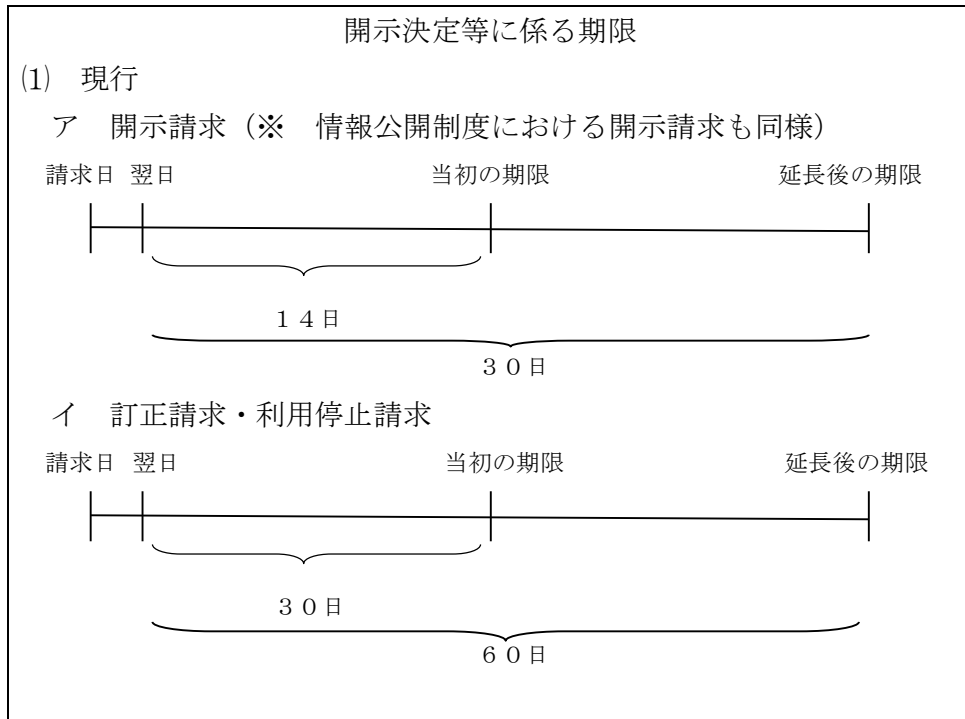
【趣旨】

開示請求等があった場合の処理期限について、現行条例では、開示請求については、「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に」決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは「開示請求があった日の翌日から起算して30日を限度」として処理期限を延長できるとしている。

また、訂正請求・利用停止請求については、「訂正（利用停止）請求があった日の翌日から起算して30日以内に」決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは「訂正（利用停止）請求があった日の翌日から起算して60日を限度」として処理期限を延長できるとしている。

一方、改正法では、開示請求・訂正請求・利用停止請求とも「請求があった日から30日以内に」決定をするものとし、正当な理由があるときは「（決定する期間を）30日以内に限り延長することができる」としている。

このため、改正法の施行後は、条例で決定期限の特例を定めない限り、開示決定等のうち開示決定については、現行より処理期限が延びることになり（下表参照）、情報公開条例における開示決定等の期限との均衡が図られないことになる。



4 条例で定める開示手数料の額について（第89条第2項関係）

【趣旨】

現行は、条例において、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に要する費用を無料としつつ、開示の場合において写しの交付をするときは、当該写しの作成及び送付に要する費用（文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の写しの作成に要する費用を除く。）を開示請求者の負担としている。

改正法では、「開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。」としていることから、開示請求に係る費用負担の仕組みを条例で定める必要がある。

この「実費」には、開示請求を受け付け、保有個人情報を検索し、開示の是非を精査し、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理の費用と、請求対象の保有個人情報が記載された行政文書の写しの作成経費等の開示の実施に必要な経費とが含まれるとされるが、現行の費用負担の考え方や情報公開制度・行政不服審査制度における写しの作成に要する費用との均衡も考慮し、次のように条例等で定めたいが、どう考えるか。

区分	現行	見直し案
写しの作成に要する費用の性質	実費相当額として、諸収入（雑入）で収入	条例で定める手数料として収入
文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の写しの作成	無料	現行を維持し、無料とする。
上記以外の媒体に記録されている保有個人情報の写しの作成	① プリンターにより作成する場合 ア 単色刷り 片面1枚につき10円 イ 多色刷り 片面1枚につき20円 ② 電磁的記録媒体等により作成する場合 作成に要する費用の実費相当額	考え方は左記と同様とするが、①の額は条例に規定し、②の額は条例施行規則に規定することを想定する。

【意見】

開示請求に係る手数料並びに写しの作成及び送付に要する費用については、開示請求者の権利利益を最大限考慮し、可能な限り無料とするという方向性は理解できる。一方で、事

務の増加や印刷費用等に応じた適正な受益者負担を求めることも必要と考える。

以上のことから、開示請求等に係る手数料は無料とし、写しの交付に要する費用として現行制度と同様の負担を求めることが適当である。ただし、負担額については、その時々を経済情勢や他市の設定額等を考慮し、適切な設定を行うよう求める。

5 個人情報保護審議会への諮問事項について（法第129条関係）

【趣旨】

これまで、条例においては、要配慮個人情報（センシティブ情報）の保有、本人以外のものからの個人情報の収集、目的外利用・外部提供、電子計算組織の結合等については、個人情報保護審議会への諮問・答申を経て実施してきた。

しかし、改正法の施行後は、改正法が社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を国の個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みとなったところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問・答申により実施することは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであり、これまでのように類型的に審議会への諮問・答申を経ることを実施の要件とする条例を定めてはならないとされる。

このため、個人情報保護審議会への諮問を要する場面は少なくなると考えられるが、「条例で定めるところにより、（中略）個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」とされていることから、個人情報保護審議会の機能としての諮問事項をどのように考えるか。

なお、国からは、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、以下の場合が想定されるとしている。

- ① 定型的な案件の取扱いについて、専門的な知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに沿った「運用ルールの細則」を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ② 地方公共団体が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

こうした上で、上記の「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的な知見に基づく意見を踏まえて、法第62条（利用目的の明示）に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条（正確性の確保）に基づく正確性の確保のための方策、法第66条第1項及び第2項（安全管理措置）に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号（本人同意を得て行う利用及び提供）に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合が想定されるとしている。

【意見】

現行制度における報告事項のうち、保有個人情報目録の廃止に伴い、個人情報を取り扱う

業務の開始、変更及び廃止の届出並びに保有個人情報の利用状況の届出は廃止されることとなる。当審議会の設置の趣旨に照らせば、実施機関における個人情報の取扱いに係る事項を的確に把握することが必要であるから、廃止される事項に代わるものとして、保有個人情報目録に代わり作成されることとなる個人情報ファイル簿の公表の状況を報告事項に加えるのが適当である。また、同様の理由により、現行制度における報告事項のうち、制度移行後も存続可能なもの（目的外利用及び外部提供の状況）については、引き続き報告することを求める。

また、制度移行後の個人情報の取扱いは法の規定でのみ規律され、審議会が個人情報の取扱いについて意見を述べることは許容されないことから、制度移行後の諮問事項は、法施行条例の改正等、制度全体の方向性を決定するときや市独自の施策を実施するに当たり地域の代表者や有識者の意見を聴く必要があるときに限られることとなる。

以上のことから、報告事項については、「個人情報を取り扱う業務の開始の届出の状況」、「個人情報を取り扱う業務の変更の届出の状況」、「個人情報を取り扱う業務の廃止の届出の状況」及び「保有個人情報の利用の届出の状況」を除き、「個人情報ファイル簿の公表の状況」を加えることとし、諮問事項については、「この条例によりその権限に属する事項」を除き、「個人情報保護制度の運営に関する重要事項」を細分化して「法施行条例を改正しようとする場合」及び「市が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」を加えることとするのが適当である。

6 情報公開条例における開示情報及び非開示情報との整合を図るための条例の規定の必要性について（法第78条第2項関係）

【趣旨】

本市における情報公開は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）に基づき行われるものであるところ、①改正法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例（法施行条例（仮称））で定めるものは改正法が定める不開示情報から除外すること（不開示情報から除外することで、結果として開示すること）や、反対に、②情報公開条例の規定により非開示（不開示）とすることとされている情報のうち条例（法施行条例（仮称））で定めるものは改正法が定める不開示情報とすること（不開示情報に加えることで、結果として不開示とすること）を、情報公開制度との整合を図るために、条例で定めることが可能とされている。

これを踏まえ、改正法と武蔵村山市情報公開条例の非開示（不開示）情報の規定を比較すると下図のようになる。

改正法における不開示情報（概要）	武蔵村山市情報公開条例における非開示情報（概要）
<p>(1) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報。ただし、次の情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分</p>	<p>個人に関する情報。ただし、次の情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>
<p>(3) 法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの</p>
<p>(4)は国の安全が害されるおそれがある情報等を、 (5)は犯罪の予防、鎮圧等公共の安全と秩序維持に支障を及ぼす情報を定めたものであり、市町村の機関には一般的な適用がないため、省略</p>	<p>なし</p>
<p>(6) 地方公共団体の内部又は相互間における審</p>	<p>地方公共団体の内部又は相互間における審議、検</p>

議、検討又は協議に関する情報	討又は協議に関する情報
(7) 地方公共団体の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	地方公共団体の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
なし	法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、公にすることができない情報（法令秘情報。情報公開条例第8条第1号）

武蔵村山市情報公開条例第8条第1号に定める法令秘情報については、改正法には規定がなく、法令秘情報の分だけ改正法の方が開示範囲が広がっているが、開示請求者に係る保有個人情報について、開示請求者である本人にも開示することが法令で禁止されているような情報は想定し難いため、武蔵村山市情報公開条例との均衡上、条例（法施行条例（仮称））で定めることにより不開示情報とすること（上記②のケース）は必要ないと思いたい、どう考えるか。

【意見】

武蔵村山市情報公開条例における非開示情報であって、改正法で不開示情報として定められていないものとして、当該条例第8条第1号のいわゆる法令秘情報が挙げられる。しかし、このことについて国は、他の法令の規定により開示できないとされた情報であっても、通常、改正法第78条第1項のいずれかに該当するという考えを示しており、法施行条例に改正法と重複する規定を置くことも認めていないから、情報公開条例との整合を図る目的で、法施行条例に法令秘情報の不開示規定を置くことは認められないことになる。

また、武蔵村山市情報公開条例で開示が義務付けられた情報であって、個人情報保護法で不開示とされた情報は存在しない。

以上のことから、情報公開条例との整合を図るための特別な不開示情報や、改正法で不開示とされている情報について開示することを義務付ける規定については、法施行条例には置かないこととするのが適当である。